

## 参考資料

### 4. タイの有機農産品に関する法律

法律名称	制定、更新 年月日	内容	監督官庁	翻訳(*)
農産物規格法	2008年	根拠法	農業協同組合省農産物・食品規格基準局(ACFS)	○ (本文部分を翻訳実施)
タイ農業規格 有機農業 第1部 有機農業の産物および製品の生産、加工、ラベル表示およびマーケティング	2009年	第1部は原則としてすべての有機食品に関する規格を包括している。ただし品目別に特記すべき内容がある場合には、第2部以降の番号を振って順次追加していくこととしている。	ACFS	○あり
同上 第2部 有機畜産	2011年		ACFS	×(公式英語版なし)
同上 第3部 有機畜産飼料	2009年		ACFS	△(公式英語版あり)
同上 第4部 有機米	2010年		ACFS	△(公式英語版あり)
同上 第5部 有機Snakeskin Gourami (スズキ科の魚)	2010年		ACFS	△(公式英語版あり)
同上 第6部 養蜂	2010年	内容は未完成	ACFS	-
同上 海洋エビ	2010年	内容は完成しているが、番号は振られていない	ACFS	△(公式英語版あり)

(注) ○：日本語翻訳あり

△：英語翻訳あり

×：タイ語のみ

# 2008 年農産物規格法

2008 年 2 月 13 日公示

(前文)

プミポン国王の勅命により、農産物規格法を制定すべきであるここに宣言する。

当該法令は人の権利および自由制限に関する条文を有する。タイ王国憲法 29 条、33 条、41 条および 43 条は、法の下にそれを認める。

立法議会の助言および同意に基づき、国王が以下の制定を承認する。

第 1 条 当該法令を「2008 年（仏歴 2551 年）農産物規格法」と呼ぶ。

第 2 条 当該法令は、官報公示日から 180 日経過時点に施行する。

第 3 条 当該法令において、

「規格」とは、場合に応じ、強制規格または一般規格である。

「農産物」とは、農業、漁業、畜産または林業による生産品および製品、またはその生産品および製品の副産物である。

「強制規格」とは、省令に定められ、取得しなければならない農産物の規格である。

「一般規格」とは、農産物の規格取得を促進するよう告示された規格である。

「検査事業者」とは、当該法令に基づき、検査および規格認定の許可書を取得した者である。法令に基づき、検査および規格認定権限を有する政府機関も含む。

「製造者」とは、

(1) 商業目的に農業、漁業、畜産または林業を営む者である。

(2) 農産物運送、農産物倉庫、魚河岸、冷蔵室、屠殺場、もしくは委員会が定めた農産物の関連事業を営む者である。

(3) 農産物の包装、加工または何らかの方法で作業する者である。

「会社」とは、民商法に基づく有限会社または公開有限会社法に基づく公開有限会社である。

「委員会」とは、農産物規格委員会である。

「事務局」とは、タイ農産物および食品規格事務局である。

「事務局長」とは、タイ農産物および食品規格事務局長である。

「係官」とは、当該法令を実施するため、大臣が任命した者である。

「大臣」とは、当該法令の主務大臣である。

第4条 当該法令は、以下の通り適用しない。

- (1) 法令に基づき、検査および規格認定権限を有する政府機関
- (2) 法律が既に定めた商品、製品またはその他の規格

第5条 農業協同組合大臣を主務大臣とし、係官の任命、当該法令末尾のレートを上回らない手数料を決定する省令の制定、手数料の免除、当該法令を実施するためのその他事業決定および告示する権限を付与する。

省令および告示は、官報で公布された時から施行する。

## 第 1 章 農産物規格委員会

第 6 条 農産物規格委員会は、農業協同組合省大臣または農業協同組合大臣が委員長として委任した副大臣、農業協同組合省次官を副委員長、消費者保護委員事務局長、食品薬品委員会事務局長、農業経済事務局長、米局長、漁業局長、畜産局長、農学局長、関税局長、資源環境省代表者、商務省代表者、工業省代表者、タイ商業会議所会長またはタイ工業連盟会長またはその代表者、大臣が委員として任命した 3 名以内の有識者、委員および書記役としての事務局長から構成される。

事務局長は、2 名の公務員を副書記として任命する。

有識者委員は科学、農学、経済学または法学に関する知識および経験を有する者でなければならない。

第 7 条 委員会は以下の職権を有する。

- (1) 政策、事業計画および農産物規格振興および実施に関する方針を策定する。
- (2) 当該法令の制定、改正および廃止について、大臣に助言する。
- (3) 当該法令に基づく省令制定および告示について、大臣に助言する。
- (4) 第 18 条に基づく意見聴取の原則および方法を定める。
- (5) 第 57 条に基づき、事務局命令に対する不服申立を検討する。
- (6) 当該法令実施に関する告示およびその他命令を発表する。
- (7) 規格に関する科学または技術の学術データ、もしくはその他のデータを検討する。
- (8) 当該法令または法律が委員会の職権として定めたその他職務遂行

第 8 条 有識者委員の資格または禁止事項は以下のとおりである。

- (1) タイ国籍を有する。
- (2) 35 歳以上である。
- (3) 破産者ではない。
- (4) 無能力者または準無能力者ではない。
- (5) 過失または軽犯罪を除き、確定判決によって禁固刑に服したことがない。
- (6) 政治の地位を有する者、政党の執行委員、顧問または職員ではない。

第 9 条 有識者委員の任期は 3 年とする。

有識者委員の任期満了日前 60 日までに、任期満了で退任する有識者委の後任者として、新有識者委員を任命しなければならない。

退任した有識者委員は再任することができる。ただし、連続就任回数は 2 回を超えてはならない。

有識者委員任期中、増員または補充に関わらず、新たな有識者委員が任命された場合、新有識者委員の任期は、現委員の残り任期と等しいものとする。

第 10 条 任期満了による退任の他、有識者委員は以下の時に退任する。

- (1) 死亡した場合
- (2) 辞任した場合
- (3) 不品行、背任または能力欠如のため、大臣に解任された場合
- (4) 第 8 条に基づき、資格を満たさないまたは禁止事項を有する者

有識者委員が任期満了前に退任し、新有識委員が選任されていなかったとき、その他の有識委員は引き続き、任務を果たすことができる。

第 11 条 有識者委員が任期満了で退任し、新有識委員が選任されていなかったとき、任期満了で退任した委員は新有識者委員が就任するまで引き続き任務を果たす。

第 12 条 委員会会議は、過半数の委員が出席したときに成立する。

委員会会議において、委員長が議長を務める。議院長が欠席または任務を果たせない場合、副委員長が議長を務める。

委員長および副委員長が欠席または任務を果たせない場合、出席した委員が一人の委員を選任し、議長とする。

会議の議決は、多数決による。委員一人は一票を有し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 13 条 委員会は、検討または職務遂行のため、小委員会を任命することができる。

小委員会の会議について、第 12 条を準用する。

第 14 条 事務局は、委員会の事務局として、事務、会議、データ収集および研究または委員会、学術委員会及び小委員会に関わる事務を担当する。

## 第2章 規格制定

第15条 委員会は、規格制定が適切だと判断した場合、その農産物規格を制定して検討に付するため、学術委員会を任命する。

学術委員会が第1段落に基づき、農産物規格制定を提案したとき、委員会がそれを検討し、その農産物規格制定の詳細に同意し、学術委員会が提案した通り強制規格または一般規格が適切だと判断すれば、場合に応じ、その農産物に関する強制規格として省令を制定するもしくは一般規格として告示するよう大臣へ提言して検討を依頼する。

第2段に基づいて制定された省令は、農産物の全部または一部を強制規格の下に定めることができる。

第16条 農産物に関する強制規格および一般規格制定において、以下の事項の全部または一部について定めることができる。

(1) 方法、製法または製造過程もしくは品質および化学的、生物学的、物理的安全性に関する農産物の性質、衛生または植物衛生の安全性、もしくは関連するその他の性質

(2) 包装、梱包、マークまたはラベル作成

(3) 検査、評価、実験、試験、分析または(1)および(2)に関する研究

(4) 大臣が官報に告示した農産物に関するその他の規定

第17条 15条に基づき、学術委員会の任命は場合に応じ、単独または複数の委員会を任命することができる。なお、各委員会の委員数は15名以下とする。

学術委員会は、農産物規格の草案を作成し、農産物規格改正または廃止について委員会に提言する。さらに、委員会に委任された規格に関するその他学術上の業務を遂行する。

学術委員は、委任された農産物の種類または部類について、知識および経験を有しなければならない。

資格および禁止事項、任期および学術委員の資格喪失、会議およびその他の業務は、委員会が告示した規定に従う。

第18条 強制規格に関する省令を制定する前、事務局は委員会が定めた原則および方法に従い、利害関係者または関連受益者の代表からの意見聴取を行う。

第1段落に基づく意見聴取を行った後、事務局は委員会に意見聴取の結果を報告し、省令制定について大臣に提出するため、委員会の検討を付する。

第2段落に基づく省令は、官報公示日から90日以上経過後、施行日を定めなければならない。

第19条 国民の福利、国家安全保障または経済上利益における緊急性がある場合、委員会

は第 18 条に従わず、いずれかの農産物を強制規格の下に定めるよう、省令制定について大臣に提言することができる。

### 第3章 強制規格における農産物製造者、輸出者または輸入者

第20条 省令がいずれかの農産物に関する強制規格を定めた場合、事務局からその農産物の製造者、輸出者または輸入者として許可書を取得する者以外、いかなる人もその農産物の製造者、輸出者または輸入者になってはならない。

許可書の申請および発行は、省令で定められた原則、方法および条件に従う。

第2段落に基づく省令は、第1段落に基づく許可書が免除される製造者の事業規模または事業形態を定めることができる。

第21条 製造者、輸出または輸入者の資格および禁止事項は以下の通りである。

- (1) 20歳以上である。
- (2) 破産者ではない。
- (3) 無能力者または準無能力者ではない。
- (4) 許可書使用が停止中の者ではない。
- (5) 許可書が取消されたことがない、または許可書取消から2年以上経過した。

許可書申請者が法人、法人の代表、取締役または法人の代理人であるその他の者は、第1段落に基づく資格を有しまたは禁止事項を有さない。さらに、(5)に基づいて許可書が取消された法人の代表、取締役またはその他の代理人であってはならない。

第22条 許可書を使用できる者は、許可書に記載された製造者、輸出者および輸入者に限る。期限は許可書発行日から3年間となる。

許可更新申請および更新許可は、委員会が告示した原則、方法および条件に従う。

第23条 許可を取得した製造者、輸出者および輸入者は、許可書に記載された製造者、輸出者および輸入者の営業所の分かりやすい場所に許可書を掲示しなければならない。

第24条 許可書紛失または重要事項の部分が破損した場合、製造者、輸出者および輸入者は、紛失または破損を知った日から30日以内、事務局に代用書を申請する。

代用書申請および代用書発行は、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

第25条 許可書に記載された製造者、輸出者および輸入者の営業所移転は、事務局から許可を取得しなければならない。

申請および許可は、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

第26条 許可を取得した製造者、輸出者および輸入者が営業を終了する場合、営業終了前60日まで事務局に書面による通知しなければならない。営業終了後30日以内許可書を返還しなければならない。

## 第4章 規格検査および認定

第27条 省令がいずれかの農産物に関する強制規格を制定した場合、その農産物の製造者、輸出者および輸入者は規格検査事業者に強制規格検査を申請し、認定証を取得しなければならない。

第1段落における検査、認定、検査および認定手数料は、省令に定められた原則、方法および条件に従う。

第28条 規格検査事業者は、検査申込者に書面によって検査結果を通知しなければならない。検査する農産物が規格を満たす場合、委員会が定めた原則、方法および条件に従い、認定証を発行する。

第29条 規格検査および認定の同等性を認める協定国もしくは国家間協力により、規格検査および認定を受けた場合、大臣は委員会の助言を得て、第29条の認定証取得によらず、強制規格と同等な規格を有する農産物を外国から輸入することができる。

規格検査および認証の証拠提示、第1段落に基づき輸入された農産物の認定マーク表示について、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

第30条 強制規格と異なる規格を有する国から農産物を輸入する場合、輸入者が希望するとき、規格検査および認定の同等性を認める協定国もしくは国家間協力を有する外国検査事業者に検査申請することができる。ただし、その国の検査事業者は、委員会が定めた原則、方法および要件に基づき事務局から承認を受けなければならない。

第31条 いずれかの農産物について一般規格が告示された場合、その農産物の製造者、輸出者および輸入者は規格検査事業者に一般規格検査を申請し、認定証を取得しなければならない。

第1段落における検査、認定、検査および認定手数料は、省令に定められた原則、方法および条件に従う。

第29条および第30条を一般規格農産物の輸入にも準用する。

第32条 規格検査および認定を受けた農産物は、その後当該規格を満たさないと係官が発見する場合、事務局は製造者、輸出者または輸入者に対し、定められた期間内に規格を満たすよう農産物を是正または改善するよう命じる権限を有する。是正または改善が不可能、もしくは放置すれば国民、植物または動物の健康衛生を害する恐れがある場合、事務局は定められた期間内にその農産物を廃棄または返還するよう命じる権限を有する。その農産物の破棄または返還にかかる費用は製造者、輸出者または輸入者が負担する。

第1段落に基づく農産物の是正または改善命令は、委員会が定めた原則、方法または条件に従う。

## 第5章 規格検査事業

第33条 規格検査事業者は、事務局から規格検査および認定許可を取得した者に限る。

許可書申請および発行は、省令が定めた原則、方法および条件に従う。

第34条 許可書申請者の資格および禁止事項は以下の通りである。

- (1) 委員会定めた払込資本金を有する会社である。
- (2) 委員会が定めた性能および特徴を満たす検査室を有する会社である。
- (3) 許可書使用が停止中の者ではない。
- (4) 許可書が取消されたことがない、または許可書取消から2年以上経過した。
- (5) 委員会が定めたその他の資格および禁止事項

許可書申請した会社の代表、取締役または会社の代理人であるその他の者は、(4)に基づき許可書が取消されたことがある会社代表、取締役または会社の代理人であるその他の者であってはならない。

第35条 許可書を使用できる者は、許可書に記載された規格検査事業者に限る。期限は許可書発行日から3年間となる。

許可更新申請および更新許可は、委員会が告示した原則、方法および条件に従う。

第36条 許可を取得した規格検査事業者は、許可書に記載された製造者、輸出者および輸入者の営業所の分かりやすい場所に許可書を掲示しなければならない。

第37条 許可書紛失または重要事項の部分が破損した場合、製造者、輸出者および輸入者は、紛失または破損を知った日から30日以内、事務局に代用書を申請する。

代用書申請および代用書発行は、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

第38条 許可書に記載された規格検査事業者の営業所移転は、事務局から許可を取得しなければならない。

申請および許可は、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

第39条 規格検査事業者が営業を終了する場合、営業終了前60日まで事務局に書面による通知しなければならない。営業終了後30日以内許可書を返還しなければならない。

第40条 規格検査事業者は、以下の項目を遵守する。

(1) 規格検査から得たもしくは知った事実であり、規格検査および認定申込者の商業に害する情報を公開しない。職務上、法律上あるいは捜査または審理を目的とする公開はその限りでない。

- (2) 規格検査申請者と利害関係を有しない。

(3) 検査および認定結果に過失および誤りが見つけられた場合、直ちに規格検査申請者に通知しその過失および誤りを是正させる。

(4) (3) に基づく規格検査および認定結果における過失および誤りを知った日から 30 日以内に事務局に通知する。

## 第6章 管理

第41条 規格検査事業者は、事務局が定めた原則、方法および条件に従い、3ヶ月ごとに規格検査および認定の結果報告を事務局に提出する。

第42条 係官が検査できるよう、規格検査事業者は規格検査および認定の結果、その関係資料を3年間保管する。

第1段落における規格検査および認定結果、その関連資料の保管は、電子取引法が定めた原則に基づき、電子データとして保管することができる。

第43条 係官は以下の職権を有する。

(1) 当該法令または当該法令に基づき定められた省令もしくは告示の実施を検査するため、規格検査事業者の営業所または検査室に、製造者、輸出者および輸入者の営業所、農産物保管場所または乗り物に、夜明けから日没までの時間もしくは営業時間中に立ち入る。

(2) 当該法令、もしくは当該法令に基づき定められた省令または告示に反すると疑うに足りる相当な理由があったとき、時間を問わず規格検査事業者の営業所または検査室に立ち入り、事業、規格検査に関する機械、道具および関連資料を検査する。

(3) 当該法令または当該法令に基づき定められた省令もしくは告示に反すると疑うに足りる相当な理由があったとき、農産物が規格を満たすか、規格検査および認定の結果報告通りに規格を満たすか否か、または規格検査の関連資料を検査するため、時間を問わず認定された農産物の製造者、輸出者、輸入者、販売者または販売目的の所有者の営業所、農産物保管場所または乗り物に立ち入る。

(4) 規格検査事業者に農産物のランダム検査を実施し、もしくは検査するため、製造者、輸出者または輸入者に認定された農産物のサンプルを適切な数量で送付するよう命じる。

(5) 規格検査事業者、製造者、輸出者、輸入者および関係者に、発見した過失または誤りに関するまたはそれを是正する説明、証言、証拠もしくはデータ提供を命ずる。

(6) 当該法令違反、認定マークの不正使用、40条(3)に基づき過失あるいは誤りのある検査および認定の結果使用、もしくは(4)に基づき規格を満たさない検査および認定の結果使用の疑いに足りる相当な理由があったとき、農産物、書類、物品、機械または道具を押収もしくは差し押さえる。

(1)に基づく職務遂行において、係官は刑事訴訟法上の捜索に該当する行為をなしてはならない。(2)または(3)において、刑事訴訟法上の捜索に該当する行為について、捜索令状を提示しなければならない。但し、捜索令状を取得するまで、当該書類または証拠が移動され、隠滅、変造されると信じるに足りる相当な理由があったとき、令状なしで違反

に関する書類又は証拠を捜索、押収もしくは差し押さえることができる。しかし、刑事訴訟法の捜索規定に従い、夜間捜索を行うことができない。ただし、その場所の営業時間であるときはこの限りでない。

第44条 係官が43条(6)に基づき押収または差し押さえた農産物について、委員会は以下の権限を有する。

(1) 一般規格認定証を取得していなかった製造者、輸出者または輸入者が一般規格認定マークを使用して56条に反した場合、委員会は規格を満たすよう農産物を是正または改善する、一般規格認定マークを破棄するまたはその農産物から認定マークを外すよう命ずることができる。一般規格マーク破棄または農産物から外す事ができない場合、その農産物を破棄するよう命ずることができる。

(2) 製造者、輸出者または輸入者が、省令が特定農産物に対して制定した強制規格の認定証を取得していなかった場合、委員会は破棄命令、輸入の場合は返還命令、製造者、輸出者または輸入者が強制規格認定証を取得するまで待機するよう命ずることができる。

製造者、輸出者または輸入者は、是正、改善、返還、強制規格認定証を取得までの待機、一般規格マークの破棄または農産物から一般規格マークを外す費用を負担する。

第45条 係官が43条(6)に基づく押収または差し押さえた物品について、押収または差し押さえた日から90日以内にその物品の所有者また占有者が現れないとき、検察官が不起訴を命じた、没収の判決が下されなかったとき、所有者または占有者が不起訴処分、確定判決または不起訴の通知を受けた日から90日以内に物品返還請求しなかったとき、押収または差し押さえられた農産物もしくは物品が国の所有に属し、事務局は委員会の承認により適切な対応をなす権限を有する。

押収または差し押さえられた農産物あるいは物品が、腐りやすいもので、時間が経過すると損害が出るものであり、その農産物または物品の価格を超える保管費用がかかる場合、事務局は確定判決が下され、国の所有に属する前、その農産物または物品を競売にかけることができる。その農産物および物品の競売価格から総費用および負債を差し引いた残額がその農産物または物品の代わりとなる。

第46条 係官は、大臣が規定した形式に基づく身分証明書を有さなければならない。

係官は職務遂行において、関係者に身分証明書を提示しなければならない。

第47条 第43条に基づく係官の職務遂行上の便宜を図り、関係者は必要に応じて協力する。

第48条 当該法令に基づく職務遂行において、農産物規格委員、学術委員、小委員会および係官は、刑法上の捜査官に該当する。

第49条 43条(1)(2)(3)または(4)に基づく検査結果により、強制規格が規律する農

産物が不安全、国民、植物または動物の健康衛生に害する恐れがあるとき、事務局は委員会の承認により、以下の権限を有する。

(1) 新聞または委員会が定めたその他の方法により、以下の内容を記載し、国民に検査結果を公示する。

(a) その農産物の製造者、輸出者または輸入者が明らかな場合、製造者、輸出者または輸入者名、農産物の種類および形態またはその包装を記載する。その農産物または包装が商品名称もしくは製造、輸出または輸入回数を有する場合、その商品名称もしくは製造、輸出または輸入回数も記載する。

(b) その農産物の製造者、輸出者または輸入者が明らかでないが、販売者または販売を目的とする占有者が明らかな場合、その農産物の販売者または販売目的とする占有者、販売または保管場所、種類、形態またはその包装を記載する。

(2) 農産物の回収、創造者、輸出者または輸入者に定められた期間内に農産物を回収するよう命じて、事務局は当該農産物を破棄するもしくは委員会が定めた原則および方法に基づくその他の対応の権限を有する。

製造者、輸出者、輸入者、販売者または販売目的とする占有者は、告示、回収、破棄および第1段落に基づく対応に関する費用を負担する。

第50条 許可書を取得した製造者、輸出者、輸入者または規格検査事業者は、当該法令または当該法令に基づく省令あるいは告示に違反もしくは遵守しなかった場合、事務局は1回につき3ヶ月までの許可書使用停止を命じる権限を有する。

第1段落に基づく許可書使用停止命令を受けた者は、使用停止期間中許可書に基づく事業を営むことができない。

第51条 事務局は以下の場合に許可書取消を命ずる権限を有する。

(1) 許可書を取得した製造者、輸出者または輸入者が、第21条に基づく資格を有しないもしくは禁止事項を有する、規格検査事業者は第34条に基づく資格を有しないもしくは禁止事項を有する。

(2) 許可書を取得した製造者、輸出者、輸入者または規格検査事業者が、許可書使用停止命令を受けてから5年以内に違反行為を繰り返した。

(3) 許可書を取得した製造者、輸出者、輸入者または規格検査事業者が、当該法令に反し、経済または公益に重大な損害をもたらした。

(4) 許可書を取得した製造者、輸出者または輸入者が、第60条、第67条、第68条、第69条、第71条第1段落、第72条第1段落、第73条、第74条または第75条に反した、もしくは規格検査事業者が第64条、第70条、第71条第2段落、第72条第2段落または第74条に反した。

第 1 段落に基づく許可書取消命令を受けた者は、命令を知った日から 2 年以上経過しなければ新許可書申請をすることができない。

第 52 条 第 50 条に基づく許可書使用停止命令、または第 51 条に基づく許可書取消命令は、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

第 53 条 消費者または国民を保護するため、事務局は消費者または国民に、第 50 条および第 51 条に基づく許可書使用停止命令または許可書取消命令を受けた製造者、輸出者、輸入者または規格検査事業者の名簿を公開する。なお、委員会が定めた原則、方法および条件に従う。

## 第7章 規格認定マーク

第54条 農産物に関する規格認定マークは、以下の2種類に分けられる。

- (1) 強制規格に基づく認定証を取得した農産物に表示する強制規格認定マーク
- (2) 一般規格に基づく認定証を取得した農産物に表示する一般規格認定マーク

マーク形態、マーク仕様、マーク表示は、省令が定めた原則、方法および条件に従う。

第55条 強制規格に基づく製造者、輸出者または輸入者は、製造所から持ち出すもしくは税関職員から引渡しを受領する前、第54条(1)に基づく規格認定マークを提示しなければならない。後者について、定められた条件に基づき、後に提示するよう大臣が許可することができる。

第56条 強制規格または一般規格に基づく認定証を取得した製造者、輸出者または輸入者以外の者に、第54条に基づく規格認定マーク使用を禁止する。

## 第8章 不服申立て

第57条 製造者、輸出者、輸入者、許可書申請者または規格検査事業者は、委員会に対し、当該法令に基づく事務局の命令に不服を申立てる権利を有する。

第1段落に基づく不服申立ては、事務局の命令通知を受けた日から30日以内に書面によって事務局へ提出する。

事務局は、不服申立てを受けた日から7日以内に委員会に不服申立てを提出する。

委員会は、委事務局から不服申立てを受けた日から60日以内に不服申立てを審理する。委員会の不服申立審理は最終決定とする。

第1段落に基づく不服申立ては、事務局命令の強制力を緩和するものではない。委員会が強制力を緩和する命令があったときはこの限りでない。

## 第9条 罰則規定

第58条 製造者、輸出者または輸入者が第20条第1段落または第50条第2段落に反したとき、30万パーツ以下の罰金に処する。

第59条 許可書を取得した製造者、輸出者または輸入者が第23条、第24条第1段落、第25条第1段落、第26条または55条を遵守しなかったとき、10万パーツ以下の罰金に処する。

第60条 製造者、輸出者または輸入者が第27条第1段落を遵守しなかったとき、50万パーツ以下の罰金に処する。

第61条 製造者、輸出者または輸入者が第32条に基づき定められた期間内に、事務局の命令に従わなかったとき、10万パーツ以下の罰金が科される。行為を是正しなかった期間において1日につき1万パーツ以下の罰金に処する。

第62条 第33条第1段落に反した者は、3年以下の禁固、もしくは30万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第63条 規格検査事業者が第36条、第37条第1段落、第38条第1段落、第39条または第41条を遵守しなかったとき、10万パーツ以下の罰金に処する。

第64条 規格検査事業者が第40条または第50条第2段落に反したまたは遵守しなかったとき、3年以下の禁固、もしくは30万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第65条 規格検査事業者が第42条を遵守しなかったとき、20万パーツ以下の罰金に処する。

第66条 第43条(5)に基づく係官命令を遵守しなかった、もしくは第47条に基づき係官に協力しなかった者は、1万パーツ以下の罰金に処する。

第67条 製造者、輸出者または輸入者が、第49条(2)に基づく事務局命令に従い、農産物を回収しなかった者は、3年以下の禁固、もしくは30万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第68条 第54条に基づき農産物に表示される規格認定マークを偽装し、その認定マークであると他人を誤解させる者は、3年以下の禁固、もしくは30万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第69条 第56条に反した者は、3年以下の禁固、もしくは30万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第70条 規格検査事業者は、不実の規格検査結果を作成し、もしくは他人に損害をもたらす可能性があった通知すべき事実を隠したとき、3年以下の禁固、もしくは30万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第 71 条 不実規格検査結果発行のため、規格検査事業者に金銭または財産もしくはその他の利益を供与し、要求又は約束した者は、5 年以下の禁固、もしくは 50 万パーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第 1 段落に基づく行為をなすため、自己または他者の利益に関する金銭、財産またはその他の利益を要求し、受け取ったもしくは受取を約束した者は、第 1 段落に規定された罰則に処する。

第 72 条 規格認定証または規格検査報告の全部もしくは一部を作成した者は、本物の認定証または報告であると他人を誤解させる目的とし、不実の内容を追加、削除または改訂したとき、3 年以下の禁固、もしくは 30 万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

規格検査事業者が第 1 段落に基づく違反行為をなしたとき、5 年以下の禁固、もしくは 50 万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第 73 条 農産物製造者、輸出者、輸入者、販売者または販売目的とする占有者が、不実だと知りながら規格認定証または規格検査報告を使用したとき、3 年以下の禁固、もしくは 30 万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第 74 条 押収、差押えまたは保管の職務遂行のため、係官が押印または記載した印あるいはマークを削除、破損、破壊またはその価値をなくした者は、2 年以下の禁固、もしくは 20 万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第 75 条 強制規格を満たすまたは規格認定マークを表示するようにと省令が定めた農産物を、規格検査および認定を受けなかったことを知りまたは知るべきであったとき、その商品を宣伝、販売または占有する者は、3 年以下の禁固、もしくは 30 万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第 76 条 法人が当該法令に反した場合、法人代表、取締役または会社の代理人であるその他の者が違反者とみなし、その法人と同じ罰に処する。ただし、法人の違法行為と無関係であると証明できるときはこの限りでない。

第 77 条 当該法令上罰金刑しか定められない違法行為について、大臣が任命した略式処分委員会に略式処分する権限を有する。

第 1 段落に基づき大臣が任命した略式処分委員会は、農業協同組合省の公務員 1 名、検察官 1 名、刑事訴訟法に基づく捜査員 1 名から構成される。

違法者が略式処分にに基づく罰金を支払った場合、刑事訴訟法に基づき事件が終了したものとみなす。

## 暫定規定

第 78 条 農産物および食品規格委員会が当該法令施行前、官報で公示した農産物規格は、当該法令上の一般規格とみなす。

第 79 条 当該法令施行前、農産物および食品規格委員会から規格検査事業者の認定証を取得した者は、事務局に許可書を申請するため、当該法令施行日から 60 日以内に書面によって通知する。通知した時から事務局が認定を取消しまたは認定証の期限が切れるまで、その者は規格検査事業者とみなす。なお、当該法令に基づく規格検査事業者、規格検査規定管理および関連罰則規定が適用される。

第 80 条 当該法令施行前、商標法に基づき登録された認定マークである事務局の認定マークを農産物に使用した者は、引き続き認定マークを使用することができる。その認定マークは当該法令上の一般規定とみます。なお、当該法令に基づく規格認定マークおよび関連罰則規定が適用される。

国王宣言受理者

スラユット・チュラノン大将

首相

## 手数料

1. 第 20 条に基づく許可書 10,000 パーツ／部
2. 第 33 条に基づく許可書 5,000 パーツ／部
3. 第 20 条に基づく許可書代用者 5,000 パーツ／部
4. 第 20 条に基づく許可書更新または第 33 条に基づく許可書、1 回につきその許可書手数料の 2 分の 1

手数料を決定する省令は、検査および認定事業およびその支店の規模または形態を考慮し、異なる手数料を定めることができる。

追記：当該法令施行の理由は、タイ国が農産物に対して規格を満たすことを推進しているためである。現在、国内生産または外国から輸入される多くの農産物に対して施行する規格が存在しないため、品質劣化、消費者の安全の阻害、信頼喪失または国内農産物販売事業に影響を及ぼし、国際競争に参入できず、国内経済全体に損害をもたらす。従って、農産物規格、その検査および認定システムの仕組みを作り、農産物を規格を満たすよう促進し、国民、農産物販売事業または国内経済に対する安全もしくは損害防止を図り、国際的潮流へ統一する目的である。以上により、当該法令が制定された。